

令和4年第4回

美里町農業委員会総会議事録

第4回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年4月25日(月) 午後1時27分から午後2時29分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	6番	後藤 幸太郎	7番	小野 保裕
8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子	10番	遊佐 恭一
11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦	13番	尾形 司
14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿	16番	伊藤 恵子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 利用権設定の合意解約による通知について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 行事報告及び行事予定(令和4年4月～5月分)について
2. その他

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	では、3分ほど前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより令和4年第4回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長より挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長、よろしく願いいたします。
議長	それでは、これより令和4年第4回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。10番遊佐恭一委員、11番澁谷正行委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、4月8日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いします。
福田なほ子委員	2番福田よりご報告いたします。 4月8日、201会議室におきまして、伊藤会長、鈴木幸博委員、福田の3名で担当いたしました。相談者はおりませんでした。 以上で報告を終わります。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いします。
事務局	(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局より報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案、議案番号116番から121番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ここで休憩いたします。(13:49)

議長 それでは、再開いたします。(13:50)

議長 休憩前に引き続き、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案、議案番号122番から131番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ございませんか。

小野保裕委員 7番小野です。
受け手の区分ですが、今までは認定農業者やあっせん台帳登載者がほとんどだったと思いますが、番号119番では中心経営体という表現でありますし、128番では中核的担い手という、これまでと違うような表現でありますけれども、その辺について何かご説明があればお願いいたします。

事務局 ただいまの質問にお答えします。

ここ最近では、農地中間管理機構が募集する借受希望者の要件の中に、認定農業者だけでなく、人・農地プランにおける中心経営体や、基本構想水準到達者とかそういった項目が追加させております。

そのため、この第2号議案農用地利用集積計画書審議についての担い手区分についても、認定農業者以外も今後益々も出てくると思います。

今回はその中で、中心経営体、中核的担い手という区分が表示されたものです。以上です。

小野保裕委員 人・農地プランに基づいて、位置づけされた担い手ということによろしいですね。

事務局 はい。また、それを含め、農地中間管理機構の借受希望者の要件にある区分を取り入れて、議案書の受け手区分を整理しております。

議長 よろしいですか。

小野保裕委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは第2号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、16議案全て賛成ですので、原案とおりの許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明の説明が終了しましたので、ただいまより第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について審議に入ります。質疑ありませんか。

渡邊雅光委員 4番渡邊です。
さっき報告事項の解約のときに聞いてはあるんですが、この●さんと●さんというのは親子関係ですか。(「親子です」の声あり) 期間は新規だと10年間の契約が多いですが、これは出し手との絡みがあつて残期間の六年、七年ということだと思っんですね。その辺は分かるんですが、異動処理はお父さんから息子さんへの変更届

できなかつたのかをお聞きしたいと思います。

事務局

ただいまの質問にお答えします。

今回の●●●さんから●●●さんに借入れの受け手を変更する経緯についてですが、この案件は遠田郡を担当する農地中間管理機構のコーディネーターからのものですが、借受者の変更は解約の手続きと、新たな配分計画による方法が一般的です。

今回の件については、親子間の変更ではありますが、変更前の契約とすっきり切り替えるため、このような手法をとったものと思われます。

渡邊雅光委員

分かりました。

議長

よろしいですか。（はいの声あり）
そのほかございませんか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また4月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

（第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果報告をお願いいたします。

尾形 司委員

それでは報告いたします。

農地調査委員会は、今月は澁谷委員と委員長である私尾形の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長の計5名により、4月13日水曜日に現地調査を行いました。

第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について。

番号3については、●●字●●●●に位置しており、転用目的は駐車場設置です。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であり、周辺の営農状況に影響を与えることなく転用目的が達成で

きる適地であることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と確認しました。

次に、番号4については、●●字●●●●に位置しており、転用目的は自家消費用太陽光発電設備設置です。現地は大規模な一団の農地から離れた住宅地にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる適地であり、鉄道の駅から300メートル以内であることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。

番号3番と番号4番のうち、番号4番を除く1議案について審議いたします。

質疑ありませんか。

鈴木幸博委員

3番鈴木です。

番号3番、駐車場設置ということで漠然としているんですけども、2反歩ほどの面積の駐車場となるとかなり広いので、その駐車場の詳細をお聞きしたいと思います。

事務局

ただいまの質問にお答えします。

番号3番の駐車場ですけれども、申請者から聞いていることは、●●●住宅については一戸当たり敷地が狭く、駐車スペースも同様に狭いということがあって、来客者用の駐車場があまりないということと、また、小牛田駅まで通う通勤の方等の需要を見込んでいるとのことです。

議長

よろしいですか。

鈴木幸博委員

それでは、例えば工場や事業所等の車両を置くための駐車場ではないわけですね。（ではないですの声あり）はい、分かりました。ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

（なしの声あり）

議長

それでは質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号4番を除く1議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号4番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、11番澁谷正行委員の退席を求めます。

あるため、それらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる適地にあり、鉄道の駅から300メートル以内にあることから農地区分は第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

続きまして番号7については、●●字●●●●に位置しており、転用目的は住宅建築です。現地は密集した住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

以上報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入りますが、番号5番から番号7番のうち、番号6番を除く2議案について審議いたします。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号6番を除く2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号6番について質疑いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、11番澁谷正行委員の退席を求めます。

議長

それでは、休憩します。(14:26)

議長

再開いたします。(14:27)

議長

休憩前に引き続き、番号6番について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号6番の1議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:27)

議長

再開します。(14:28)

議長

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については3議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第4回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員
議席10番

署名委員
議席11番